



2020年6月12日

各位

会社名 株式会社 セキド
 代表者名 代表取締役社長 関戸 正実
 (コード: 9878 東証第二部)
 問合せ先 取締役執行役員管理部長 弓削 英昭
 (TEL. 03-6300-6335)

**第三者割当により発行される第4回乃至第6回新株予約権(行使価額修正条項及び行使停止条項付)の
 払込完了に関するお知らせ**

当社は、2020年5月27日開催の取締役会において決議した、EVO FUNDを割当先とする第4回乃至第6回新株予約権(以下それぞれを「第4回新株予約権」、「第5回新株予約権」及び「第6回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」という。)の発行に関して、この度、2020年6月12日に発行価額の総額(3,136,300円)の払込みが完了したことを確認しましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2020年5月27日公表の「第三者割当により発行される第4回乃至第6回新株予約権(行使価額修正条項及び行使停止条項付)の発行及び新株予約権の第三者割当契約の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

募集の概要<本新株予約権の概要>

(1) 割当日	2020年6月12日
(2) 新株予約権の総数	2,370,000個 第4回新株予約権: 790,000個 第5回新株予約権: 790,000個 第6回新株予約権: 790,000個
(3) 発行価額	総額 3,136,300円 第4回新株予約権1個当たり 1.395円 第5回新株予約権1個当たり 1.346円 第6回新株予約権1個当たり 1.229円
(4) 当該発行による 潜在株式数	2,370,000株(新株予約権1個につき1株)
(5) 資金調達額	915,696,300円(注)
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	当初行使価額 388円 本新株予約権の行使価額は、2020年6月15日に初回の修正がされ、以後1価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下「取引日」という。)をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)の翌取引日(以下「修正日」という。)における当社普通株式の普通取引の終値に対して90%を掛けた金額の1円未満の端数を切り上げた額(以下「基準行使価額」という。)(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。 また、いずれかの価格算定日に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基

	づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整される。
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。
(8) その他	当社は、割当先との間で、2020年6月12日付で、①当社は、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間を指定することができること、②割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要すること等を規定する本新株予約権の第三者割当契約（以下「本買取契約」という。）を締結した。 また、③第5回新株予約権の行使については2021年6月15日以降、第6回新株予約権の行使については2022年6月15日以降に行使が可能となる（但し、第5回新株予約権及び第6回新株予約権のいずれも、当社の指示により前倒しての行使が可能となる旨を本買取契約にて規定している。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（当初行使価額にて算定）を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達資金は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

以 上